

全建事発第 128 号

令和 5 年 3 月 17 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔 公 印 省 略 〕

資源有効利用促進法省令及びストックヤード運営事業者登録制度
の運用および概要について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般、国土交通省において「資源有効利用促進法に基づく省令改正」および「ストックヤード運営事業者登録規定」が、令和 5 年 3 月 3 日付で公布された旨をお伝えしたところです。（全建事発第 1 2 4 号にて情報提供）

この度、国土交通省より、同制度についての運用（案）および制度概要に関する情報提供がありました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ別添資料の内容について、周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 01_指定副産物省令及び再生資源省令の補足説明及び運用
- 02_ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用
- 03_資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について

以 上

担当:事業部 川瀬

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp